

パート・アルバイトの方も申請できるようになりました！（要件あり）
町外在住者も申請できます！



入善町介護職員就労支援金

介護職員初任者研修修了者を支援します。

町内の介護施設の職員確保を図るため、介護職員初任者研修を修了し、町内の介護施設等に就労する方、または既に町内の介護施設等で勤務しており、介護職員初任者研修を修了した方に対し、研修受講料の一部を支援します。

【対象となる研修】

介護保険法施行令に規定する介護職員養成研修であって、知事が指定する事業者が開催する介護職員初任者研修

【対象となる方】

次の①～④すべてに該当する方

- ① 対象研修を修了した者
- ② 市町村税の滞納のない者
- ③ 介護職員として介護サービス事業所を運営する事業者へ直接雇用された者
- ④ 介護サービス事業所に既に就労している者又は対象研修を修了した日の翌日から起算して1年以内に介護サービス事業所に就労した者で支援金の交付申請時に同一の事業所で引き続き就労している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない者

イ ア以外の者にあつては、対象研修を修了した日（対象研修を修了後就職した者にあつては、就職した日）の翌日から起算して、雇用期間が12か月を超え、かつ、従事時間が通算して480時間を超えていること。

【助成金額】

対象研修の受講料（テキスト代含む）に対して、**25,000 円（※）**を上限に全額（他補助金控除後の額が対象）

※社会保険の被保険者となっている雇用期間の定めのない方は、交付の決定の日から起算して1年以内に、申請時の介護サービス事業所を退職又は転勤により町内の介護サービス事業所で勤務しなくなったときは、支援金の返還の必要があります。

【申請期限】

アの者；対象研修修了日の翌日から1年以内

イの者；令和6年4月1日以降に開催された対象研修修了日の翌日から2年以内

【手続き】

入善町介護職員就労支援金交付申請書兼請求書に下記の書類を添付の上、ご提出ください。

- 受講料等領収書の写し（受講者本人が負担したものに限り）
- 修了証明書または受講修了を証明する書類の写し
- 就労証明書
- 労働条件通知書及び雇用契約書の写し
- 完納証明書（納税証明書）または非課税証明書

詳しくは、下記の電話またはQRコードからお問合せください。

入善町 保険福祉課 高齢福祉係
☎ 0765-72-1845(直通)



QRコードは(R)デンソーウェーブの登録商標です。